

副 本

令和元年（ワ）第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久 和 進 外4名

令和2年2月26日

証 拠 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第34号証

証拠の標目	志賀原発株主差止め訴訟原告団結成・提訴声明 (「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団ホームページ」 https://shika-hairo.com/wp-content/uploads/2019/06/cd0f54e322882cabaff50250c047da64.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年6月18日
作成者	志賀原発株主差止め訴訟原告団一同
立証趣旨	本書証は、原告らが本件訴訟の提起に当たり公表した声明文である。 本書証によって、「50年以上に及ぶ志賀原発反対運動に関わった多くの人たちの思いを受け継ぎ、新たに会社法360条の株主差止請求権により、株主による志賀原発差止め訴訟を提訴しました。」などとして、本件訴訟は原子力発電に反対する運動の一環として提訴されたことが明言されていること(準備書面(1)第1の1(2)(3頁))を明らかにする。

乙第35号証

証拠の標目	会社法コンメンタール8－機関（2）（抜粋） [60頁，131頁，奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成21年2月15日
作成者	落合誠一，近藤光男，岩原紳作ほか
立証趣旨	本書証は，会社法の逐条解説書である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の忠実義務について，「会社の最善の利益を図る義務を果たす前提として，法令，定款，総会決議を遵守することがあり」，総会決議は「上位機関としての判断・決定であり，これに従う義務を負う。」とされていること（準備書面(1)第1の2(2)ア（4頁）：本書証60頁） ・取締役の忠実義務について，「適法な株主総会決議に違反する取締役の行為は，これらの法令違反行為となる」とされていること（準備書面(1)第1の2(2)ア（4，5頁）：本書証131頁）

乙第36号証の1

証拠の標目	第90回 定時株主総会の概要について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/14062602.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年6月26日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、平成26年6月26日に開催された補助参加人の第90回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと(準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。

乙第36号証の2

証拠の標目	第91回 定時株主総会の概要について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/15062502.pdf f よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年6月25日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、平成27年6月25日に開催された補助参加人の第91回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと(準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。

乙第36号証の3

証拠の標目	第92回 定時株主総会の概要について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/16062801.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月28日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、平成28年6月28日に開催された補助参加人の第92回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと（準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。</p>

乙第36号証の4

証拠の標目	第93回 定時株主総会の概要について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/17062802.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月28日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、平成29年6月28日に開催された補助参加人の第93回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと(準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。</p>

乙第36号証の5

証拠の標目	第94回 定時株主総会の概要について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/18062702.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年6月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、平成30年6月27日に開催された補助参加人の第94回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと(準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。</p>

乙第36号証の6

証拠の標目	第95回 定時株主総会の概要 (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/19062505.pdf [よりダウンロード])
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年6月26日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、令和元年6月26日に開催された補助参加人の第95回定時株主総会において、2時間を超える説明や質疑応答が行われたこと(準備書面(1)第1の2(2)イ(6頁))を明らかにする。

乙第37号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号機におけるPRAモデル整備の 取り組みについて(1)重大事故等対処設備等を考慮 した出力時レベル1PRAの評価結果 (日本原子力学会ウェブサイト <a 478="" 504="" 904="" 922"="" data-label="Page-Footer" href="https://confit.atlas.jp/guide/event-
img/aesj2017s/3M16/public/pdf?type=in
よりダウンロード))</td> </tr> <tr> <td>原本・写しの別</td> <td>写し</td> </tr> <tr> <td>作成年月日</td> <td>平成29年3月29日</td> </tr> <tr> <td>作成者</td> <td>杉原一洋ほか</td> </tr> <tr> <td>立証趣旨</td> <td>本書証は、平成29年3月に開催された、日本原子
力学会2017年春の年会の資料である。

本書証によって、「ケース1の全炉心損傷頻度(CD
F) <math>1.2 \times 10^{-4}</math> [／炉年] に対し、ケース2の全
CDFは <math>1.2 \times 10^{-8}</math> [／炉年] となった。ケース
1に対してケース2は約4桁低減しており、各種安全
対策を実施した結果、出力時レベル1PRAの炉心損
傷リスクが低減されていることが確認できた。」こと

(準備書面(2)第1の1(3頁))を明らかにする。</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox=">10
-------	---

乙第38号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号機におけるPRAモデル整備の 取り組みについて(2)重大事故等対処設備等を考慮 した停止時レベル1PRAの評価結果 (日本原子力学会ウェブサイト https://confit.atlas.jp/guide/event- img/aesj2017f/2C12/public/pdf?type=in よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年9月14日
作成者	浜谷真一ほか
立証趣旨	<p>本書証は、平成29年9月に開催された、日本原子力学会2017年秋の大会の資料である。</p> <p>本書証によって、「定期検査あたりの炉心損傷頻度(CDF)では、ケース1の1.0×10^{-6} [／定期検査] に対し、ケース2は2.9×10^{-10} [／定期検査] となった。この結果から、定期検査あたりのCDFはケース1からケース2で約5桁低減しており、SA/AM策によって、停止時レベル1PRAの炉心損傷リスクが低減されていることが確認できた。」こと(準備書面(2)第1の1(3頁))を明らかにする。</p>

乙第39号証

証拠の標目	2016年度夏季の電力需給見通しについて（抜粋） （経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/denryoku_jukyu/pdf/014_07_00.pdf よりダウンロード） 〔表紙，38頁〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月8日
作成者	経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会
立証趣旨	<p>本書証は，平成28年4月8日に開催された，経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会第14回会合の資料である。</p> <p>本書証によって，供給予備率について，「電力需要は，常に上下最大3%程度の間で，時々刻々と需要が変動。これに対応するために，最低でも3%の供給予備率を確保することが必要。①計画外の電源脱落、②予期しない気温上昇による需要増に対応するためには，更に4～5%以上の供給予備率が必要と考えられる。よって安定的な電力供給には7～8%以上の予備率確保が望ましい」とされていること（準備書面(2)第5の1（8頁）：本書証38頁）を明らかにする。</p>

乙第40号証

証拠の標目	2019年度年次報告書 供給計画の取りまとめ (抜粋) (電力広域的運営推進機関ウェブサイト https://www.occto.or.jp/houkokusho/2019/files/nenjihoukokusho_2019_kyokyuukeikaku_190329.pdf よりダウンロード) [表紙, 6頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成31年3月
作成者	電力広域的運営推進機関
立証趣旨	<p>本書証は、電気事業法に基づく認可法人である電力広域的運営推進機関が、電気事業者が同法に基づき同機関を経由して経済産業大臣に届け出た供給計画を取りまとめた資料である。</p> <p>本書証によって、供給予備率について、「安定供給の基準とする予備率8%」、「当日運用の安定供給の目安である予備率3%以上」とされていること(準備書面(2)第5の1(8頁):本書証6頁)を明らかにする。</p>

乙第41号証

証拠の標目	今冬の北陸エリア電力需給実績について (補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/19032702.pdf f よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成31年3月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、平成30年度(2018年度)冬の予備率最小日は、平成31年1月8日であり、予備力は3.9万キロワット、予備率は8.9パーセントであったこと(準備書面(2)第5の2(8頁))を明らかにする。

乙第42号証

証拠の標目	今夏（7、8月）の電力需給実績 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/19092702.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年9月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、令和元年度（2019年度）夏の予備率最小日は、令和元年8月5日であり、予備力は36万キロワット、予備率は7.1パーセントであったこと（準備書面(2)第5の2（8、9頁））を明らかにする。</p>